

記入例



で囲まれた箇所を記入してください。

原則、父母のいずれかで、恒常的に所得が高い方が請求者となります。なお、所得に差がない場合は、健康保険証の扶養や税法上の扶養なども考慮されます。
 ※公務員の方は、手続き先が異なる場合があります。勤務先をお知らせください。

ア「被用者」 → 厚生年金加入者
 例) 社会保険加入者や、国保組合であっても厚生年金に加入している人
イ「公務員」 → 公務員の場合 (勤務先をお知らせください)
ウ「被用者等でない者」 → 国民年金加入者、または年金未加入者
 例) 自営業などをされていて会津若松市の国民健康保険加入している人や、パートや専業主婦で社会保険の被扶養者、無職、生活保護を受給している人など

氏名 わかまつ たろう 若松 太郎		性別 男	生年 昭和	生月 平成	生日 62・1・23	被用者 ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者	有・無 有
〒 965 - 8601 会津若松市東栄町3番46号		電話 000 (0000) 0000					
福島市●●町12-3		銀行 会津		支店コード 1 2 3	若松中央		1 2 3 4 5 6 7 ワカマツ タロウ
わかまつ はなこ 若松 花子		性別 女	生年 昭和	生月 平成	生日 62・9・10	住所が請求者と同じ場合は、✓を入れてください。	
被用者 ア. 被用者 イ. 公務員 (勤務先: ウ. 被用者等でない者)		9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		請求者と同じ			
若松 八重		子	平成 令和	18・7・	同	別	有・無 有
若松 一郎		子	平成 令和	3・4・5	同	別	有・無 有
児童手当・特例給付 認定請求書		児童と住民票が異なる場合は、「別」を○で囲みます。右の住所欄には、請求者か配偶者と同じ場合は、該当する欄に✓をいれ、どちらでもない場合は児童の住所の記入をお願いします。		「監護」とは、「監督・保護」の略で、子どもの日常生活の面倒を見ている場合は監護は「有」となります。 生計の「同一」と「維持」の違いは、父母が子どもと同居し、共に生活していれば原則「同一」となります。父母が別居している場合でも生計を維持している場合は「同一」とみなします。 「維持」は生計費の大半を支出していることを指し、父母がいない場合に父母以外の方が手当を受給するには、父母が海外に居住している場合を除き、原則として生計を「維持」している必要があります。			
請求者が加入している年金を○で囲みます。 例) 会社員や公務員の方などは厚生年金に○。 任意継続者の場合は国民年金に○。 社会保険の扶養の場合は国民年金に○。 年金受給者、生活保護、その他年金未加入者はその他に○。 ※共済加入者は該当する共済に○。		国民年金 国民年金 国民年金		手当月額 3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 中学生分 計			

本市での支給開始月が5月までの場合は前年の、6月以降の場合は本年の1月1日現在の住所を記入します。

手当の対象となるのは中学校卒業までの子どもですが、0～18歳までの子どもの人数で手当月額が変動することがありますので、18歳に達した後、最初の3月31日を迎えるまでの子どもについても記入してください。

※ 表面
 ※ 印の

職員 本人 □ □ 年金情報照会 □ □ 所得情報照会 児童 □ □ マイナンバー取得 □ □ 宛名作成
 確認欄 配偶者 □ □ マイナンバー取得 □ □ 宛名作成 □ □ 所得情報照会 □ □ 住民票照会

(裏面)

注意

- 1 ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 ⑥の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を上欄に記入してください。
また、請求者が個人であり、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 3 ⑦の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 ②、③、④、⑤、⑪、⑫及び⑬の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 5 ⑨、⑩、⑪及び⑫の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
⑭の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 6 ⑬の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 7 児童が海外に留学している場合は、⑬の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 8 ⑬の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 9 ⑭の欄は、⑬の欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。
イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限り。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 10 ⑮の欄は、市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を、また〔 〕内には、このうち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。
なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。
いずれもない場合は、「なし」と記入してください。
- 11 ⑯の欄は、請求者及び配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額（所得税法に規定する給与所得又は雑所得（公的年金等に係るものに限ります。）を有する場合は、当該所得金額の合計額から10万円を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とします。）と公的年金等所得以外の雑所得とを合算した額を給与所得の金額及び雑所得の金額の合計額として計算した額）、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入して下さい。
なお、市町村民税又は特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入して下さい。
- 12 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。以下同様です。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
ア 児童が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
ク 請求者又は配偶者が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者又は配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得の額と、請求者の所得に係る市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
ケ 「10」の後段に該当する児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類
コ ⑬の欄に3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。